

2009年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験 第2次審査  
試験問題

法律科目試験

（刑 法）

解答用紙は問題ごとに分かれていますので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけません。
2. 資料として配付する六法もケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけません。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけません。
3. 筆記用具（ペンまたは鉛筆）、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は監督者の許可を得ること）、その他監督者が特に許可したもののほかは使用できません。これ以外の携行品は、監督者の指示に従って所定の場所に置くこと。
4. 問題紙の本文は、2頁ある。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が1枚の計3枚である。解答用紙の左上にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 解答は、ペンまたは鉛筆で記入すること。修正液や修正テープを使用してはいけません。
8. ラインマーカーや色鉛筆は、問題検討のために問題紙に限り使用することができる。解答用紙や六法に使用してはいけません。
9. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できません。
10. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
11. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示に従うこと。
12. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退出できません。
13. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
14. 携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
15. 試験時間中の飲食は禁止する。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことを認めるが、机の上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2009年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題 法律科目試験

(刑 法)

第1問および第2問に答えなさい。

第1問（配点：50点）

次の事例を読んで、XとYの罪責を述べなさい。

（事例）

Xは、アパート3階のX宅で友人のYと深夜談笑していたときに、Xの妻Aが帰宅したので、Aに「遅い。今までどこで誰と浮気していたんだ。」となじったところ、Aが「うるさいわね。誰と一緒にでもいいでしょ。あんたなんかと別れてやる。」とXをのしった。二人の言い争いを聞いていてXに同情したYは、「Aさん。その言い方はない。Xに謝るべきだ。」とAを諭したが、Aから「あんた関係ないでしょ。こんな深夜に人の家で間抜けな夫と一緒にいるなんて、Yさんも同じ穴の貉ね。」などとののしられた。

このAの態度に激高したXとYは、その場で目配せしてAの殺害を共謀し、Yが背後からAを抱きかかえたところをXが台所から取り出した包丁でAの腹部目掛けて一刺しした。Yは、Aの腹部からの出血を見て驚いたことに加え、とんでもないことをしてしまったという自責の念に駆られ、Xに向かって「おい、もう止めよう。痛い目にあわしたから十分だ。」などと言い、Xもうなずいたので、Xの包丁を取り上げるとともに、救急車を呼ぶため、隣室の電話機のところへ向かった。しかし、その時点で、Xは、Aの殺害をあきらめたわけではなく、ナイロン製の荷造り用のひもによる絞殺を考え、ひもを押入れから取り出そうとしていた。

そのすきに、Aは、玄関ドアから逃げ出したが、アパートの廊下の手すりに勢い余って乗り出し、宙づり状態になった。これを見たXは、Aを連れ戻して絞殺する目的で、Aにつかみかかったところ、これから逃れなければ殺されると考えたAは、Xの手を振りほどこうとして、もがいたため、バランスを崩し、約10メートル下の地面に転落し頭部を激突して脳挫傷により死亡した。なお、Aが包丁で受けた傷害の程度は、それ自体では死に至るおそれのないものであった。

2009年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題 法律科目試験

（刑 法）

---

第2問（配点：50点）

次の事例を読んで、後記の設問（1）から（3）に答えなさい。

（事例）

Aが深夜の公園において刺殺され、財布を奪われる事件が起きた。目撃者の証言などから、何者かがAをナイフで刺殺して逃走したこと、そのときAの知り合いであるXが公園の入口付近に立っており、その後、XがAの上着から財布を持ち去ったことが明らかになり、Xが被疑者として逮捕された。

捜査の結果、Aを刺したのはXの友人Yであることが判明し、検察官は、当初、①「XとYがAに対する恨みからAの殺害を共謀し、Xが公園の入口付近で見張りをしている間に、YがAをナイフで刺殺した。Yは、すぐにその場を立ち去ったが、Xは、様子を見るためにAに近寄ったところ、死亡しているAの上着のポケットにAの財布が入っているのを見て金が欲しくなり、財布を持ち去った。」との心証を得た。

これに対し、Xは、②「確かに、Aの財布は奪ったが、Aの殺害に関してYと共謀はしていない。帰宅途中に、友人のYが公園においてAをナイフで刺して逃走したのを偶然目撃し、Aに近寄ってみると、Aが死亡しており、Aの上着のポケットに財布が入っているのが見えたので、金が欲しくなり、財布を持ち去っただけだ。」と主張した。

しかし、その後、Yの供述等の関係証拠から、上記の①と②のいずれにも一部誤りないし虚偽があり、③「Aの殺害についてXとYの間に共謀はなく、Yが単独でAを殺害した。ただし、Yは、最初からAの金品を奪う目的でAの殺害に及んだ。YがAを殺害した直後、偶然、Xが現場を通りかかり、Yに事情を尋ねたところ、Yは、『金品を奪うためにAを殺害した』とXに告げた上、『一緒にAの金品を奪って山分けにしよう』とXに提案し、Xは、生活費に窮していたためYの提案を承諾した。Yが公園の外で見張りをしている間に、Xが、死亡しているAの上着から財布を持ち去った。」という事実が判明した。

- （1）検察官の当初の心証①を前提とすると、検察官は、XがAの財布を持ち去った行為についてどのような罪で起訴すると考えられるか。150字以内で述べよ。
- （2）Xの主張②がすべて真実であるとする、XがAの財布を持ち去った行為についてどのような罪が成立するか。100字以内で述べよ。
- （3）後に判明した事実③のもとでXはどのような罪責を負うか。200字以内で述べよ。